

障害者の雇用について

日頃から、労働施策の推進につきまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の雇用に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主が、進んで障害者の雇い入れに努めるよう求められるとともに、法定の障害者雇用率による雇用義務等が課せられているところです。

千葉県内企業の令和6年6月1日現在の障害者雇用状況は、雇用障害者数14,844.0人、実雇用率2.40%と過去最高を更新しています。

しかしながら、令和6年4月1日に引き上げられた法定障害者雇用率2.5%には達しておりません。貴社の障害者雇用状況報告（令和6年6月1日現在）によりますと、貴社の雇用障害者数も、法定雇用障害者数に達しておりません。

千葉県では、令和6年1月から「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を施行し、様々な違いに関わらず、県民一人ひとりが個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。こうしたなか、障害者雇用の推進は、誰もが働きやすい職場環境の実現につながり、人手不足の解消など企業の持続的な成長に寄与することも期待されます。

また、令和8年7月から、法定障害者雇用率が2.7%に引き上げられることから、さらなる雇用に向けた取組が必要となります。

これらを踏まえ、障害者の雇用に向けて一層の積極的かつ計画的な取り組みをお願いする次第です。

千葉県及び千葉労働局では、障害者の雇用の実現や職場定着について、助成金等を含め様々な支援を行っておりますので、御活用の上、障害者雇用を進めていただきますようお願いいたします。

令和7年3月

事業主各位

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉労働局長 岩野 剛